

平成 31 年 2 月 8 日  
医政医発 0208 第 4 号

公益社団法人 全日本病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
( 公 印 省 略 )

医師による異状死体の届出の徹底について (通知)

標記につきまして、別添のとおり各都道府県衛生主管部(局)長宛てに連絡しましたので、  
御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

別添

平成 31 年 2 月 8 日  
医政医発 0208 第 3 号

各都道府県医務主管部（局）長宛

厚生労働省医政局医事課長  
( 公 印 省 略 )

医師による異状死体の届出の徹底について（通知）

死因究明等の推進につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。近年、「死体外表面に異常所見を認めない場合は、所轄警察署への届出が不要である」との解釈により、薬物中毒や熱中症による死亡等、外表面に異常所見を認めない死体について、所轄警察署への届出が適切になされないおそれがあるとの懸念が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、医師法第 21 条について、下記の通り周知することとしましたので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、本通知の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。

記

医師が死体を検案するに当たっては、死体外表面に異常所見を認めない場合であっても、死体が発見されるに至ったいきさつ、死体発見場所、状況等諸般の事情を考慮し、異状を認める場合には、医師法第 21 条に基づき、所轄警察署に届け出ること。

（参照条文）医師法（昭和 23 年法律第 201 号）

第二十一条 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

(別記団体)

公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本看護協会  
一般社団法人全国訪問看護事業協会  
一般社団法人日本病院会  
公益社団法人全日本病院協会  
一般社団法人日本医療法人協会  
一般社団法人日本社会医療法人協議会  
公益社団法人日本精神科病院協会  
公益社団法人全国自治体病院協議会  
一般社団法人全国医学部長病院長会議  
一般社団法人全国公私病院連盟  
一般社団法人日本慢性期医療協会  
社会福祉法人恩賜財団済生会  
日本赤十字社  
国家公務員共済組合連合会  
全国厚生農業協同組合連合会  
社会福祉法人北海道社会事業協会  
独立行政法人国立病院機構  
独立行政法人労働者健康安全機構  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
国立研究開発法人国立がん研究センター  
国立研究開発法人国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター  
日本医学会  
公益財団法人 日本訪問看護財団  
公益社団法人全国老人保健施設協会  
一般社団法人 日本看護系学会協議会  
法務省刑事局刑事課  
警察庁刑事局捜査第一課  
文部科学省高等教育局医学教育課